2019年1１月１５日

　全国港湾　19発第３３号

港運同盟発19－第７０号

経済産業省　商務・サービスグループ

商務・サービス審議官　 藤木 俊光　殿

全国港湾労働組合連合会

中央執行委員長　糸谷 欽一郎

全日本港湾運輸労働組合同盟

会　長 　 日　吉　正　博

**港湾労働政策に関する申し入れ書**

貴職におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、日頃より、港湾運送事業や港湾労働に対するご理解とご協力に心より感謝申し上げます。

　周知の通り、私ども港湾労働組合は、港湾産業が我が国経済と物流を支える産業として、健全に発展し、港湾労働者が安心して働き続けられることのできる環境を整えるべく日夜努力しています。ついては、以上の立場から下記の諸課題について、貴意回答を示され、協議することを申し入れます。

記

１． FTA（自由貿易協定）、EPA（経済連携協定）について

現在、FTAおよびEPAの輸出は着実に利用が拡大しているとの報道がされている。国際物流と国内物流の結節点であり貿易の要としての役割を果たす港湾運送事業分野に効率化とコスト削減による悪影響（料金の低廉化、雇用や就労の破壊等）を波及させないよう港湾を利用する船社や荷主団体等に指導すること。

２．港湾物流の円滑化に向けた動きについて

近年、港湾を利用した輸出量が増加する中、政府の貿易改革手続きに沿って、効率化をはかり、競争力強化に向けた動きが加速している。貿易関係手続の簡素化・電子化等を通じた「貿易手続円滑化実証事業」について、官民連携での情報共有によるプラットフォーム構築の今日までの具体的な進捗状況を報告すること。

３．自由貿易政策に基づく港湾運送事業への政策導入について

いま、世界各国で「自由貿易主義」の傾向は強くなっている。その背景には外国企業との自由競争の促進となっており、諸外国で起きる政治的、経済的な動きが国内経済にも大きな影響を及ぼしている。ついては、自由貿易政策に基づく港湾運送事業への一方的な政策導入には反対するとともに、自国の保護貿易への政策転換を熟考すること。

４．港湾運送事業の認可料金制度の確立について

　　港運労使は19春闘において労使共通の政策課題として「認可料金制度の復活」に向けての調査等を含めて共同取り組むことを労使協定した。ついては、港湾運送料金を平成7年度ベースの認可料金に差し戻すべく国土交通省と連携をはかりながら荷主団体等に周知させること。

５．フレキシブルバッグによる液体輸送について

海上コンテナの安全輸送に向けて、フレキシブルバッグの使用については、安全を確保する港運労使の社会的な責任を重視し「日本の港湾は安全な貨物しか扱わない」との立場である。ついては、国土交通省、厚生労働省、消防庁の各省庁と連携して、フレキシブルバッグによる液体輸送を禁止する法的整備をおこなうこと。

６．中古自動車及び建機等の放射線量検査体制の維持、確保について

現在、日本から海外に輸出されるすべての中古自動車等は船積作業をする港湾労働者の安全確保のため、港湾労働者が作業する前の時点で放射線量の測定検査をすることが港運労使間で確認書（2011年8月17日付）を締結している。ついては、港湾労働者の安全確保および日本から出荷する当該車輛の万全な安全対策を講じること。

７．港湾の通過貨物対策について

貴省は物流施策の取り組みとして、コンテナラウンドユース等の事業を推進している。こうした施策は本来「港湾で荷捌きし、港湾でチェック（検数・検定作業）する」という視点でとらえるならば、港湾機能を喪失させている。事業の推進にあたっては、関係省庁と港運事業者および港湾労働者による「港湾機能対策会議（仮称）」を設置し、関係団体との充分な協議のうえ対応をはかること。

８．改定SOLAS条約の改正に伴う「重量証明」について

施行後、３年余が経過し、現在多くの荷主や物流事業者が独自に重量証明したものを「証明証」として提出している。しかし、荷主が影響力を持つ機関が証明行為をおこなうことは、条約の趣旨をゆがめることになる。ついては、港湾の証明機関である4検査事業者（海事検定、シンケン、日検、全日検）に重量証明を実施させるよう荷主団体等に指導すること。

９．国際海上コンテナ陸上輸送における「特殊車両通行許可」について

　　海上コンテナ輸送をおこなう場合は、運送業者が「特殊車両通行許可」を各地方整備局国道事務所に申請し、通行許可証の条件（Ａ～Ｄ）で輸送しなければならない。しかし「特殊車両通行許可」の条件を荷主が理解していないことから、運送業者は法令違反して運送行為をせざるを得ない状況になっている。ついては、国交省と連携し、荷主に車両制限令を理解させたうえで運送業者に対して運送依頼することを周知徹底すること。

以上